

令和6年4月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 13:30~15:40

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	雨宮 一夫
2番	仲田 孟	21番	曾雌 源興
3番	伊藤 光(欠席)	22番	猪股 昇
4番	横森 昌広	23番	猪股 和宏
5番	横森 武千代	24番	金丸 光太郎
6番	志村 保則	25番	今福 重幸
7番	伴野 正明	26番	小泉 尚志
8番	比志 秀樹	27番	内藤 幹雄
9番	樽林 信昭	28番	小澤 仁
10番	山本 弘行(欠席)	29番	功刀 良人
11番	深澤 博文	30番	中込 秀樹
12番	鶴田 好仁	31番	小野 賢治
13番	駒井 恵二	32番	井上 清
14番	山本 昌巳	33番	志村 圭一
15番	秋山 武仁(欠席)		
16番	矢崎 芳章		
17番	飯野 直人		
18番	浅川 節子		
19番	堀川 喜美雄		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	3件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：清水 秀樹

書記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年4月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、6番 志村 保則 委員、7番 伴野 正明 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	<u>2件</u>	<u>7,786 m²</u>
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	<u>8件</u>	<u>6,071 m²</u>
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	<u>3件</u>	<u>6,187 m²</u>
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	<u>4件</u>	<u>26,271.84 m²</u>
合計		<u>17件</u>	<u>46,315.84 m²</u>

次に、会務報告ですが、

4月8日、山梨県農業会議理事会及び山梨県農業委員会協議会理事会に柳本会長及び事務局小屋が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）ぶどう栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）水稻等の栽培のための生前贈与による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号1番の譲受人は先月も案件があり広大な土地を有しておりますが、所有している・借りている土地がすべて適切に管理されているかどうか農業委員会として確認する必要があると思えます。この方の所有している土地はいろいろな地域に及びますので、経営面積の一覧表の提示をお願いしたいです。また、営農計画の提出がない申請人については、農地法3条の許可を出すときに投機的な目的があると思っていと農林水産省の通知にあります。今回の申請目的はぶどう栽培とあり、説明資料に場所が示されていますが、周辺の既に所有している土地と合わせてどのように栽培していく予定なのか、全部効率要件を満たしているのかどうか農業委員会として判断をするためにも事務局で説明していただきたいです。

なお、資料航空写真で気になったのですが、譲受人の所有地の中で、木が生い茂っている箇所があります。栗ならよいのですが、この農地も含めて一体的にぶどう栽培を行っていくのであれば、現状が手つかずで草が生い茂っているようであれば3条の許可をすることはできないと思えます。現地確認をして状況がわかっているようであれば教えてください。

<事務局>

航空写真が古く、現状はきれいになっております。営農計画を提出するよう指導してありますので、提出があったところでまたご説明させていただきます。また、反対側にも譲受人の農地がありますが、現状は木が片付けてあり、栗が植えてある状態です。すべてが計画通りに進んではおりませんが、徐々に農地として利用されているということで、適正であるという判断をし今回の議案にあげさせていただきます。

<委員A>

今回の譲受人が所有している農地の営農計画書は農業委員にも提示していただきたいです。利用状況調査の際、この譲受人の農地が遊休農地と判断された場合、きちんと耕作できない人に農業委

員会が許可を出したということになります。

<事務局>

営農計画の一覧の作成を求めてまいります。

<委員A>

基本的には、土地をたくさん持っているので、この地番は何㎡で何を作る計画で過去に3条の許可を出したのか、その土地がきちんと耕作されているか現況を確認してから許可を出さなければならぬと思います。農地が多くて事務局で確認しきれないのであれば、各地域の農業委員さんに確認してもらおうということでもいいと思います。

<委員B>

現況を確認して事務局の方で大丈夫という判断をしたから審議にあげたのですよね。

<事務局>

今回の譲受人が持っている農地の一覧や営農計画書をまとめたものを事務局で作成し、書類がそろったところで来月以降に再度ご審議いただくということでもよろしいでしょうか。

<議長>

今回は保留ということでしょうか。

<事務局>

そうです。

<委員B>

今回議案にあげていいと事務局で判断した根拠は何ですか。この方がたくさん農地を所有しているわけですが、営農計画書をきちんと提出しており、この方の考えをきちんと事務局で聞いた上で議案にあげているのであれば納得できますが、そうでないのであれば今回は保留にするということでもいいと思います。

<委員C>

こういう申請があったけれども、農業委員さんからもう少し具体的な農業計画が欲しいという提案があったので今回は保留にして、具体的な提案が出てきたところで再度審議してもらおうという形でいいのではないのでしょうか。

<委員D>

議案に載せる時点で営農計画書をきちんと出してくださいということですよ。

<委員C>

申請があったからそのまま添付して許可をした、ということではなくて、農業委員さんから「これでは内容不足ですね」という提案が出たので、再度営農計画書が出たところで再審議ということでもいいのではないのでしょうか。

<事務局>

そのようにお願いいたします。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番を除き、申請番号2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については一部を除き原案のとおり承認といたします。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが5件、貸借権の設定に関するものが3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山立石、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保神ノ木、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條建石島、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條下横屋、コンビニエンスストア建設のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條大原、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町武田東畑、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割久保屋、県道工事のための資材置場・現場事務所建築のための一時転用申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾竹ノ下、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長
申請番号2番 : 曾雌委員
申請番号3番・4番 : 金丸委員
申請番号5番 : 志村(保)委員
申請番号6番 : 功刀委員
申請番号7番 : 小野委員
申請番号8番 : 飯野委員
(各委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員C>

申請番号4番について、申請地の真ん中に雑種地がありますが、こちらも合わせて一括で開発になるのですか。今回の申請地と所有者は同じでしょうか。

<事務局>

この雑種地は以前転用し自動販売機が設置されていました。所有者は別の方になりますが、申請農地と含めて一帯で開発するとのこと。

<委員E>

申請番号2番について、譲受人は日本国籍を取得されている方ですか。

<事務局>

永住権を取得されています。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：5年7ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：1年7ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年7ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から3番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が4件です。議案集の7ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保保久原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條榎田、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條榎田他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町武田下北原他、相続による所有権移転の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年4月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美